

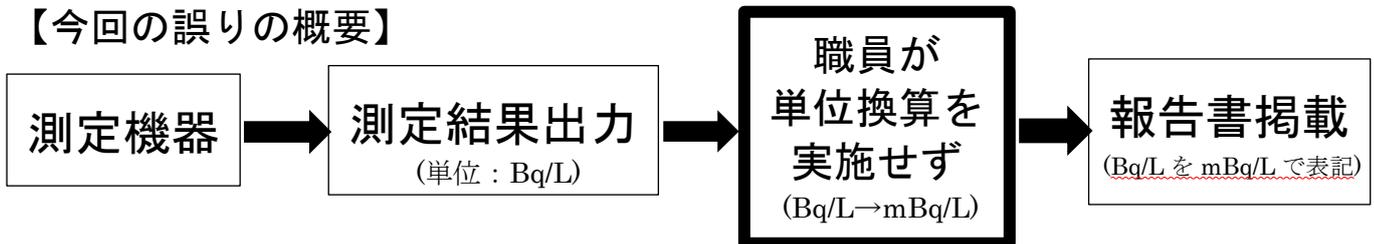
## 伊方原発周辺環境放射線等調査における海水中に含まれる放射性物質の測定結果公表の単位誤りについて【県実施分】

愛媛県及び四国電力株式会社は、伊方発電所周辺の環境保全を図るとともに、公衆の安全と健康を守るため、安全協定に基づき、年間を通して標記調査を行っていますが、このうち県が測定している海水中のプルトニウム\*において、平成21年度、令和5年度及び令和6年度に公表した測定結果で単位換算が行われていないことが確認されました。

なお、測定自体は適切に実施されており、正しく換算した測定結果については、過去の測定値の範囲内であり、健康への影響を及ぼす濃度ではありませんでした。

※ 原子力発電所の運転や核実験により人工的に生成される放射性物質。環境中に存在する主な要因は、過去の大気圏内核実験に由来する残留物。

### 【今回の誤りの概要】



### 【原因】

- ・測定結果について、チェックが十分でなかった。
- ・作業マニュアル等に単位換算の手順が明記されていなかった。

### 【再発防止策】

- ・作業マニュアルに単位換算の手順を明記するとともに、複数人によるチェックを徹底する。
- ・人為ミスを防止するため、測定機器から出力される結果（単位）について、プログラム改修を検討する。

### 【調査結果の訂正】

今回単位誤りのあった測定結果については、伊方原発環境安全管理委員会環境専門部会に当該結果の訂正等について報告した上で、標記調査結果を修正する。

(別紙)

## 単位誤りのあった海水中のプルトニウムの測定結果

(単位：mBq/L)

	正	報告値 (誤)
平成21年第2・四半期	0.012	0.000012
令和5年第1・四半期	0.0058	0.0000058
令和6年第1・四半期	0.0051	0.0000051
令和6年第3・四半期	0.0042	0.0000042

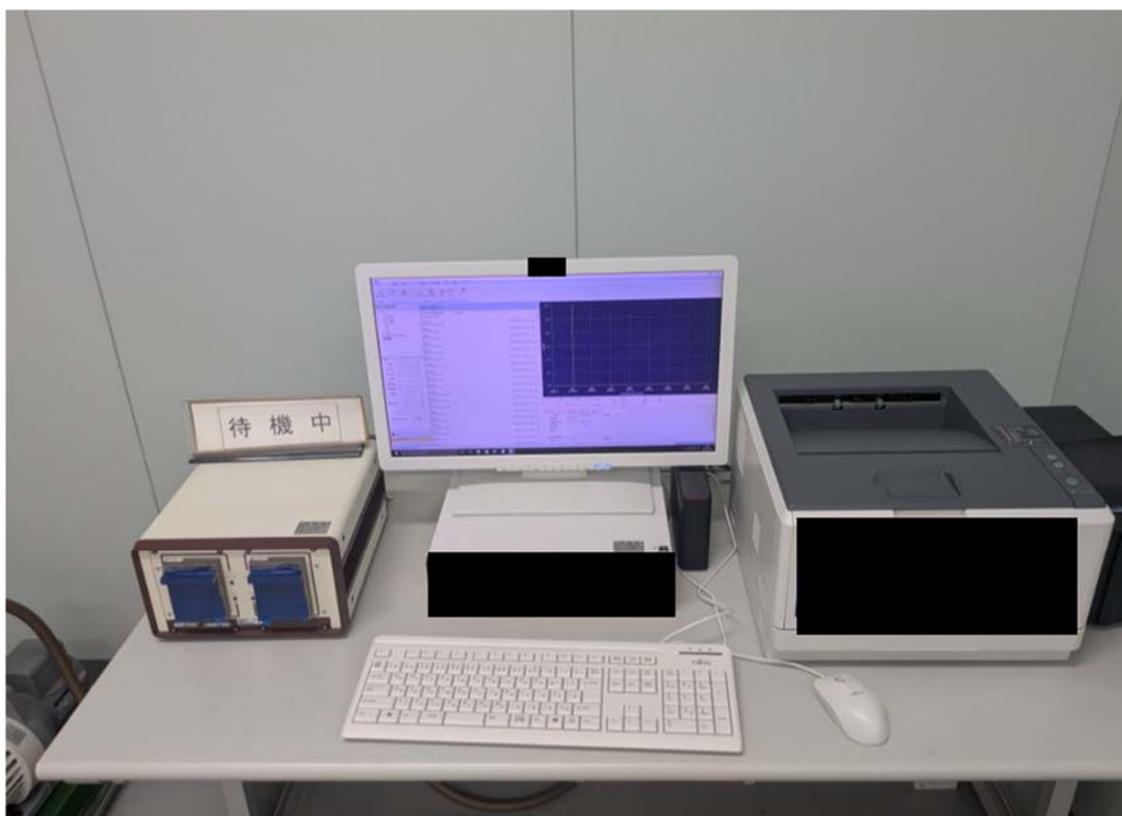
※上記四半期報のほか、平成21年度、令和5年度及び令和6年度年報においても当該報告値を公表している。

※測定機器内に記録が残っている平成20年度以降のデータについて確認し、上記以外の報告値に誤りがないことを確認している。

※WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水の摂取における健康への悪影響を及ぼさないレベルが1000mBq/Lとされている。

※場合によっては検出されないこともある。

### プルトニウム測定機器 (α線多重波高分析装置)



※社名等をマスキングしています。